

労基署の調査

傾向と対策

内川社労士が解説!



2

～今回のテーマ～  
労基のツッコミ1位の「健診」

午後10時から翌午前5時までの時間帯を「深夜」と扱います。深夜の業務が「週に1回以上」あるいは「月に4回以上」ある従業員は③の対象で、午前4時の出社など深夜帯の一部でも勤務している日は1回と数えます。

健康診断の種類によって検査項目も決まっていますので、対象者と検査項目は再確認することを推奨します。

Q パート・アルバイトも健康診断は必要でしょうか?

A 雇用形態は関係ないため、条件に合致すれば受診させる必要があります。前述の深夜業の健康診断は、条件に合致していれば全員対象です。一方、「入社時健康診断」と「年1回の定期健康診断」は、「雇用契約が1年以上かつ契約更新により1年以上出勤業務」かつ「週の労働時間がフルタイムの4分の3以上」の従業員が対象です。

「年1の実施」なら大丈夫?

勤務時間帯による回数に注意

Q 年1回、健康診断を受けさせていれば大丈夫ですか?

A 健康診断は年1回の印象が強いですが、法令で定められている健康診断は複数種類あり、実施頻度が異なります。

そのうち青果市場関係業者に関する健康診断は、①入社時の健康診断②定期健康診断③特定業務従事者の健康診断です。

Q 健康診断の費用は企業負担ですか? また、受診時間は賃金控除できますか?

A 健康診断を受けさせることは企業の義務なので、費用は企業負担すべきとされています。ただ、がん検診など「法定の検査項目を超えるものは従業員負担」とする企業も少なくありません。

また、受診時間は「受診の時間の賃金は事業者が支払う」とが望ましい。この通達が労働局から出ていますので、賃金控除は難しいでしょう。法令の範囲は企業負担、それ以上は労使で相談と考えると間違いはありません。

Q 違反件数が1位なのはなぜですか?

読者からのご相談受付中!  
健康診断の対象者選定から実施後の対応、産業界へ紹介まで、ご相談やお悩みは事務所ホームページ(<https://www.irodori-sr.com>)よりお問い合わせください。

いざどり社会保険労務士事務所 代表

内川 真彩美氏

特定社会保険労務士。約8年半、IT企業でシステム開発に従事した後、社会保険労務士として開業。現在は前職の経験を活かしながら、企業の制度設計や働きやすい組織作りの支援を行っている。企業ウェブサイトや雑誌などへの執筆、講演多数。

- ポイント
①深夜業務の場合、半年に1回の実施を
②雇用形態に関係なく条件に合えば受診
③「検診後の対応」こそしっかりと

バックナンバーCHECK

過去の記事から注目記事をお探しください。No.449(9月の紙面)

市場の対応遅れを指摘

なっている。求められるものが変わっているので、根本的に(市場制度を)見直しして「9次方針策定時と決定的に違うのは、人口減、高齢化がさらに進み、

の対応までに行っていない」「加工は必要だが、現状では施設が足りない」「など、とくに加工を重視すべき」との意見も。情報については、「情報共有が欠けている。生活者

れ、さらにこまめな栽培管理が必要である。

阿久津曲がりねぎ (22年2月登録)

- ◆生産地 福島県郡山市
◆登録生産者団体

く、平均総酸度は約9%低い。
◆地域との結びつき
生産地は降水量が多くなく、水の排出が速いやせた灰色の砂地土壌を有しており、ドラゴンフルーツの成長にとって好条件。こうした気候条件が、原産地である南米と類似して

地理的表示制度 青果物編 G図鑑 22